

平成26年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成26年2月10日

西多摩衛生組合議会

平成26年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成26年2月10日(月)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚 幸右衛門

会計管理者 小林 健朗

出席議員

1番 原 成兆	2番 下野 義子	3番 森 亘
4番 榎澤 誠	5番 鴻井 伸二	6番 荒井 紀善
7番 小宮 國暉	8番 水野 義裕	9番 濱中 俊男
10番 大野 聰	11番 町田 成司	12番 柳川 英司

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	加藤 秀樹	参 事	島田 善道
総 務 課 長	鈴木 啓治	業 務 課 長	松澤 昭治
施 設 課 長	石川 良仁		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	水村 和朗	羽村市産業環境部長	竹田 佳弘
福生市生活環境部長	野島 保代	瑞穂町住民部長	田辺 健

平成 26 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会議事日程

平成 26 年 2 月 10 日 (月)

午後 1 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

日程第 4 議案第 1 号

西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 2 号

平成 26 年度西多摩衛生組合予算

日程第 6 議案第 3 号

平成 26 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

午後 1 時 30 分 開会

議長（大野 聡） それでは、定刻になりましたので、本日は、平成 26 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会のご通知を差し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数 12 名、出席議員 12 名、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成 26 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

管理者（並木 心） 皆さまこんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

定例会にあたりまして、過日は西多摩衛生組合議会行政視察につきましては、一昨日の雪の中で、実りの多い行政視察が行われたと思っています。我々スタッフも一緒に同行させていただきまして、ありがとうございました。これからもよろしくお願ひしたいと思っていますところでございます。

本日は、平成 26 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆さまにご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でありますけれども、構成市町からのごみの搬入量につきましては、平成 26 年 1 月末現在で、5 万 4,387 トンの可燃ごみが搬入されております。

これは、昨年度同期までの構成市町ごみ搬入量と比較いたしますと、ほとんど増減がない状況となっております。平成 25 年度末では、6 万 3,100 トンのごみが搬入されるのではないかと見込んでいるところでございます。

また、緊急避難的措置として、昨年 12 月 20 日から受入れを開始しております小金井市の可燃ごみの搬入量につきましては、1 月末現在で、約 610 トンとなっております。

広域支援の状況等の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会でご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、1 月末現在で、約 11 万人となっており、1 日平均で申し上げますと、432 人の方々にご利用いただいております。これは、前年度同期までの浴場施設利用者数と比較いたしますと、約 255 人、率にして 0.2%増加している状況であります。

フレッシュランド西多摩につきましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用いただけるよう、イベントの開催等による、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、今次定例会には、専決処分の承認案件 1 件、条例改正案 1 件、予算案 1 件、分賦金決定案 1 件、合わせて 4 件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご承認・ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（大野 聡） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番 鴻井 伸二 議員

6番 荒井 紀善 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長よりご報告申し上げます。加藤事務局長。

事務局長（加藤秀樹） それでは、諸報告をさせていただきます。

まず初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成26年2月3日付け、西衛発第818号をもちまして、管理者より議長あてに、平成26年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程の順序により進めることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、日程第5、議案第2号、平成26年度西多摩衛生組合予算と、日程第6、議案第3号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上です。

議長（大野 聡） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、2月10日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定をいたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者（並木 心） ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成25年の東京都人事委員会勧告に準じ、平成25年12月以降、給与改定を実施することとした構成市町の動向に合わせ、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

西多摩衛生組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、羽村市職員の給与に関する条例の一部改正と同様の内容にて専決処分を行ったところであり、この改正は、平成26年1月1日から施行しようとするものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第1号、及び附属資料のとおりでございますが、東京都の給料表に準じ、一般職給料表（1）では、表上の平均改定率でマイナス0.22%、平均改定額としては726円の引き下げを行っております。

当組合におきます給料月額の実質改定率は、平均でマイナス0.18%、平均改定額はマイナス608円となっております。

また、地域手当の支給率につきましても、近隣自治体の支給率見直しの状況等を踏まえた、羽村市の改定内容に準じ、条例付則の暫定措置により、平成26年4月1日以降は現行の12%を11%に、平成27年4月1日以降は10%へと、段階的に引き下げることとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（大野 聡） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大野 聡） よろしいですか。なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第4、議案第1号、西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。並木心管理者。

管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第1号、西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、西多摩衛生組合事務局に設置する「課」等について、各課の事務分掌を見直すことにより、一般廃棄物処理施設及びごみ処理発電所を設置・運営する組織団体として、より効果的で効率的な組織体制を確立するとともに、清掃行政の変化に伴う組合の重要課題に対応していくため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正の内容ですが、これまでの管理課の事務分掌に加え、計画・調整に関する事務分掌を付加した「計画管理課」とすることで、多摩地域におけるごみ処理広域支援など、清掃行政の諸問題に対して、技術的な検討を行い、機動的に対処することができるようにするとともに、これまでの業務課を「維持運転課」に、施設課を「フレッシュランド西多摩」に改めることにより、対外的にも組合の業務及び担当部署をわかりやすいものとし、将来を見据えた西多摩衛生組合の組織体制を構築しようとするものであります。

なお、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） それでは、西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

議案の詳細説明に入る前に、今回、組織条例を一部改正する根拠となります、西多摩衛生組合組織改正案につきまして、議案第 1 号を 2 ページほどおめくりいただきまして、その後ろにございます A 4 縦の附属資料、8 ページからなるものですが、「将来を見据えた西多摩衛生組合組織改正について」及び、その後ろでございますが、A 3 横両面カラー刷りの資料でございまして、組織体制の機構図等に基づきまして、ご説明申し上げます。

それでは、初めに 8 ページからなります、A 4 附属資料の 1 ページをご覧ください。

こちらは、今回ご提案する組織改正の目的について、おおよそ 3 点についてまとめてございます。

1 点目は、地方自治法に基づき、管理者の所轄の下に、事務分掌範囲を定める必要があること。

2 点目は、地方自治法の遵守はもとより、廃棄物処理施設を設置・運営する組織団体として、廃棄物処理法に定められている法的義務を遵守するとともに、ごみ処理施設発電所を設置・運営する組織団体として、電気事業法に定められている法的義務を遵守していく、組織体制が求められていること。

3 点目としては、中段の○印に掲げてございますけれども、多摩地域のごみ処理の新たな枠組み、広域化の推進、構成市町内での清掃行政の一元化のほか、環境センターにおける発電設備の効率化等々、組合を取り巻く重要課題がございまして。

これらの諸問題について、組織を挙げて適切に対処していくとともに、周辺住民の皆様に対する「安心・安全」を確保するため、説明責任を果たすべく施策がより重要になっているところでございます。

したがって、これらの重要課題に対応していくには、一般廃棄物を単純に焼却処理するだけの旧来型の組織から、各法令の趣旨に即した、組織体制を総合的に形成し、今後の重要課題に十分に対処でき得る組織体制を早急に作り上げていく必要があるため、今回、組織改正案を提案させていただくものでございます。

それでは、具体的な組織体制案についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、今ほどの 8 ページの資料の後ろにございます A 3 両面カラー刷りの資料をご覧くださいと思います。

向かって左側が水色の下地でございますけれども、現行の組織体制でございまして、右側は、薄いオレンジ色の下地でございますけれども、改正後の将来を見据えた組織体制となっております。

まず、役職・管理職ポストといたしまして、改正後は、参事職のポストをなくし、新たに白抜き数字の丸 1 番から 3 番で、楕円の赤丸で囲みました職を設置しようとするものでございます。

まず、黒丸の 1 番、「施設長」でございまして、黄色い下地の枠組みに記載されているとおり、事務

局長の指揮の下に置かれ、廃棄物処理施設及び余熱利用施設の維持管理並びに省エネルギー対策・地球温暖化対策の推進を図るとともに、一般廃棄物処理に係る諸問題に伴う技術的な措置対応等について検討し、継続的に事務局長を補佐していく役割を通じまして、総合的な施設維持管理体制と、住民対応への体制強化を図る目的で設置される職でございます。

なお、廃棄物処理法により、一般廃棄物処理施設に配置が義務付けられている「技術管理者」につきましても、「施設長」が当該職に就くことにより、法の趣旨に則った組織体制を形成し、清掃工場として本来あるべき管理体制を構築していきます。

また、省エネルギー法及び東京都環境確保条例により、それぞれ選任が義務付けられている「エネルギー管理統括者」及び「統括管理者」につきましても、「施設長」をもって充てることにより、省エネルギー及び地球温暖化対策の推進を図り、地球温暖化対策の推進に関する法律にも適切に対処してまいります。

次にまいりまして、黒丸の2番、「維持管理担当主幹」でございますが、同じく、黄色い枠組み部分とその主な役割でございます。その下に具体的な業務内容を記してございます。

環境センターは、電気事業法に基づき、電気主任技術者とボイラータービン主任技術者の設置が義務付けられております。

主任技術者は、電気工作物の維持及び運用に係る保守・運転操作をはじめ、保安教育・保安訓練の実施など、多岐にわたる業務を担当いたします。

このことから、電気事業法の趣旨及びその責任の重さから、主任技術者は管理監督の地位にあるものから選任されているのが、廃棄物処理施設では一般的となっております。この2本柱となる職務に、管理職の職員を配置することにより、発電設備を設置している清掃工場として、本来あるべき管理体制を構築しようとするものでございます。

また、先ほどの「施設長」と同様に、省エネルギー法及び東京都環境確保条例により、それぞれ選任が義務付けられている「エネルギー管理企画推進者」及び「技術管理者」につきましても、「維持管理担当主幹」をもって充てることにより、合理化を図ってまいりたいと考えております。

次に、黒丸の3番、「財務担当主幹」の設置でございます。

施設の老朽化に適切に対処していくためには、技術的な施設維持業務だけでなく、計画的で経済的な財政措置も必要となります。長寿命化計画等に基づく基幹的設備改良工事及び施設維持整備工事に係る財政計画等の策定・財政措置、並びに契約事務に関し、より一層の適正を期し、ひいては構成市町の財政負担を極力軽減するよう、財政管理面での、より一層の適正化を図ってまいりたいと考えております。

また、今般の監査事務については、多岐にわたる対応が求められており、契約業務に係る検査体制につきましても充実を図り、これまで以上に適正を期していくことが求められております。

このことから、現行の総務課に、財務・契約、及び監査事務等を担任する「財務担当主幹」を置くことで体制強化を図りまして、内部査定・内部牽制機能についても、充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、黒丸の1番から3番で説明いたしました、新たな役職の設置につきましては、一般職職員の管理職ポストとして常設するものでございますので、実際の人事配置に際しましては、通常の人事異動の手続きにより、任命権者である管理者が、組合職員の中から任命することとなります。

次にまいりまして、黒丸の4、5、6番につきましては、課の名称等を変更するものでございます。

まず、黒丸の4、「計画管理課」につきましては、ごみ処理の広域化や広域支援などの清掃行政の諸問題について、技術的な検討を行い、機動的に対処できる体制を確立するため、これまでの管理課の職務に加え、廃棄物処理にかかる各種事業の計画・立案業務を行う課としようとするものでございます。

また、一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画の実行・見直し等を構成市町と連携して実施することにより、廃棄物処理に関する総合的な計画及び事業調整を行い、廃棄物行政の効率化を推進してまいります。

次に、黒丸の5、「維持運転課」につきましては、課名をこれまでの業務課から改めるもので、組織体制上においても組合の主要業務をより具体的に表現し、組合の業務及び担当部署がわかりやすい組織体制としようとするものでございます。基本的な事務分掌に変更はございません。

次の、黒丸の6、「フレッシュランド西多摩」につきましても、施設名称である「フレッシュランド西多摩」を明記することにより、組織体制上においても組合の施設をより鮮明に表現し、地域住民からも業務や担当部署がわかりやすい組織体制としようとするものでございます。こちらも同じように、基本的な事務分掌については、現在の「施設課」と変更はございません。

次にまいりまして、今ほど見ていただいております資料の裏面の方をご覧くださいののですけれども、その下の方にございます考察資料2について、少しご説明させていただきたいと思っております。

組合の職員数と人件費の推移を表にしております。表の中ほどをご覧ください。現在、平成25年度の職員数を見ていただきますと、現任職員が28名。再任用職員が2名となっておりますが、右側に目線を移していただきますと、平成26年度以降、29年度までの4年間につきまして、組織改正に基づく人件費を試算してございますけれども、ご覧のように右肩下がりとなっております。今回の改正による人件費への影響に関しましては、決して人件費を増大させるものではないと考えてございます。

最後となりますが、もう一つ、考察資料3としまして、カラーのA4片面の資料があるかと思うののですけれども、こちらをご覧くださいと思っております。

こちらは、平成24年度をベースといたしまして、各一部事務組合の職位別職員数の割合を表にしたものでございます。こちらを見ていただきますと、中段より少し上になりますが、赤く囲わせていただいたものが組合の組織体制改正後に基づく構成割合となりますけれども、いわゆる管理職を、青の部長から黄緑色の課長までとした場合に、これらの数字を足していただきますと、約25%の割合となっており、そのラインで縦にオレンジ色の線を入れてございますけれども、この表、実は上の方から近隣の各一部事務組合における管理職の割合が高い順に、上から並べてございまして、ご覧いただきますように、組織改正後の管理職の割合につきましても、一部事務組合全体の中で考えた場合には、決して突出した割合ではなく、大体平均的な数値というふうに考えてございます。

以上の組織改正の内容をイメージいただきまして、ご理解をいただいた上で、西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。一番初めの議案第1号の資料にお戻りいただきまして、次のページの附属資料である新旧対照表の方をご覧くださいと思っております。

まず、第1条は、事務局及び課の設置についての規定で、見出し中、現行の「課」を「課等」に、本文中の「課」を「課及び施設」に改めております。

また、第1条の表において定める課等については、現行の「管理課」を「計画管理課」に、「業務

課」を「維持運転課」に、「施設課」を「フレッシュランド西多摩」に改めてございます。

なお、当組合の組織体制といたしましては、ここで規定する3課1施設のほかに、別に定めております「西多摩衛生組合会計管理者の補助組織の設置及び管理者の担任する事務の一部補助執行に関する規則」に基づき、主に出納事務を所掌事務とする会計課を設置してございます。

続きまして、第2条は事務分掌に関する規定で、第1条で定めた3課1施設の所掌事務について、それぞれ規定しております。

まず、総務課の事務分掌におきましては、改正前の第4項中「渉外」を「広聴」に改めております。

次に、裏面をご覧くださいませでしょうか。現行の「管理課」を「計画管理課」に改めるとともに、改正後は、第1号を「廃棄物処理に関する総合的な計画に関すること。」に改め、第7号として、新たに「関係団体との事業調整に関すること。」を加え、事務分掌の範囲を広げております。

次に、現行の「業務課」につきましては、「維持運転課」への名称変更のみで、条例上、事務分掌の内容に変更はございません。

次に、現行の「施設課」及び同項第1号中「余熱利用施設」を「フレッシュランド西多摩」に改めております。こちらにつきましても、事務分掌の内容に変更はございません。

最後に付則でございますが、この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、先ほどご説明いたしました役職などの職制、並びに職員の職名等につきましては、元来、組合規則において定められていることから、先ほど附属資料の機構図にて説明させていただきました、一般職職員の新たなポスト等につきましては、従前どおり関係規則を一部改正し、整備させていただく予定でございます。

以上で、西多摩衛生組合組織条例の細部についての説明とさせていただきます。

議長（大野 聡） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。5番鴻井議員。

5番（鴻井伸二） この説明資料の参考資料1というところ、職員の数のことについて、お伺いしたいのですが、来年度から参事職がなくなって、施設長になるということですけど、まず、この参事職というのは、もう出てこないのですか。規則上も既に廃止されていくということなのか。

それから、これ見ますと、課長補佐が減り、課長がふえていくということなのですが、これは今回の改正によって起こった変化であるかどうか。こちら辺、お伺いいたします。

議長（大野 聡） 事務局長。

事務局長（加藤秀樹） まず、1点目の参事職でございますけれども、こちらの方はもう廃止する予定でございます。

2点目のこちらの今、議員言われたのは多分、考察資料1の方の件だと思うのですが、こちらにつきましては、あくまでもこの先ほどの考察資料2の人件費を求める場合のシミュレーションでございまして、こちらはこういうふうにご決定したものでございませぬ。人事は、あくまでも組織が決まったあとの問題で、シミュレーションでございます。

以上です。

議長（大野 聡） よろしいですか。8番水野議員。

8番（水野義裕） 関連もするのですが、施設長という位置づけは、従来の参事と同じような、給料体系とか、その当たりの対応をどうするのか。課長よりも上で、給料体系等設定して、逆に言う

と、この書類の中のどこに当てはめるつもりでいるのかっていうあたりがはっきりしていれば、要は課長より上なのでしょっていう話ですかね。その人事の取扱いをもう少しはっきり説明してください。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） ただいまのご質問でございますけれども、現在、先ほど局長の方から話もありましたけれども、まず組織を決めた上で人事ということで考えてはいるのですけれども、施設長の職務については、現在、管理職ポストとして設置するというので、当分の間は課長相当職の職員による配属を考えてございます。ただ、将来的には西多摩衛生組合の組織として、最終的には部長相当職である参事職にかわる施設長として、進めてまいりたいという考えは持っております。

現場の方を統率して仕切っていく人間というのが、やはりどうしても必要でございますし、地域住民との良好な関係を継続するとともに、折衝等によりまして継続的にかかわっていく、いわゆるプロパーと申しますか、この組合の固有職員を代表的な管理職ポストに配置しまして、今まで政策担当参事が担当していた事務を継承できるポジション、これを創設するという意味もございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 8番水野議員。

8番（水野義裕） もう一つは、維持運転課、主任技術者、維持管理担当主幹、主任技術者とあるわけですが、ここで必要とされる資格要件は何か違うものがあるのですか。同じ主任技術者とここに書いてあるのですが、その当たりの違いをはっきり説明してほしい。同じなら同じでいいです。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） 主任技術者につきましては、電気事業法第43条の規定によりまして、第三種電気主任技術者と、第二種のボイラーのタービン主任技術者の設置が義務づけられていますことから、この二つの、先ほど言いました2本柱と言いますか、ポジションを想定しております。

以上でございます。

議長（大野 聡） 8番水野議員。

8番（水野義裕） 答えになってないよ。同じ資格なんですか。いいですか。要は、維持運転課長という人と、維持管理担当主幹という人がいると。そこに主任技術者と名前が書いてあるのだけど、二人とも同じ資格を持つことを要件にして、課長なり、主幹にするのですかということを知っているのです。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） 申しわけございません。今ほど申し上げました電気主任技術者と、ボイラー関係の主任技術者の資格というのは別なものでございまして、それぞれ別の資格の方をということで考えてございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 8番水野議員。

8番（水野義裕） 維持管理担当主幹のところには、電気主任技術者とボイラータービン技術者を有資格の維持管理担当主幹として置くよって書いてあるのですが、維持運転課のところの主任技術者というところには、特に何も書いてない。違いがあるかということだけ確認したいだけなのです。

要は、同じような資格だとすると、役割分担どうするのというようなところが、はっきりしておく必要があるだろうということはポイントなのですが。

議長（大野 聡） 暫時休憩します。

午後2時5分 休憩

午後2時6分 再開

議長（大野 聡） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） それぞれ別でございまして、一人ひとり配置するという考え方でございます。

議長（大野 聡） 暫時休憩します。

午後2時6分 休憩

午後2時6分 再開

議長（大野 聡） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤事務局長。

事務局長（加藤秀樹） 両方とも全然別の資格のものでございまして、仕事も全然別のものがございます。簡単にわかりやすく説明させていただくと、維持運転課長の方が、全体的を見るのということと、あと現場を見る。維持管理担当主幹の方は電気関係と、あとは設計ですとか、そちらの方を見るという、それぞれの役割というふうになっております。

議長（大野 聡） 暫時休憩します。

午後2時7分 休憩

午後2時9分 再開

議長（大野 聡） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにございませんか。2番下野議員。

2番（下野義子） 2点お伺いしたいのですけれども、1点目は、今回、新たに施設長という立場、部署があるということなのですけれども、これはもともと技術管理者ということで、そういう資格を持った方がなるというお話なのですけれども、今までも実際こういう施設を運営するに当たりましては、資格者のその技術者の方いらっしゃるかと思うのですけれども、そういった方が専門でも格付けされて上の部署につくのかということが1点と。それから、もう一つ、3番の財務担当主幹というところの主幹というところで、総務課というところがあるのですが、ここの総務課のところには係が二つございまして、総務係と財務係ということで二つの課になっております。そうすると何か財務担当の専門の方と、それから総務という感じになっているので、逆に課を二つに分けるみたいな感じ、ほぼ変わらないのではないかと思うのですけれども、この辺のその主幹の方の財務に対して、まだたりて、この説明はあるのですけれども、財務係と総務係があって、総務課長がいて財務担当主幹がいるっていう、この組織図で見ると、申しわけないのですけど、役割がどういうふうに管理されるのかっていうところ、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

議長（大野 聡） 加藤事務局長。

事務局長（加藤秀樹） まず、私の方から、では2点目の方を先にお答えさせていただきますと、財務担当主幹の下に総務係と財務係、2係ございます。西多摩衛生組合、非常に小さい組織でございます。全員で28名しかいないものですから、こちらの方を担当ごとに縦割りにしてしまいますと、どうしても人数足りなくなってしまうということで、ここはあくまでも課の中で連携が保てるようにということで、このような並列な書き方をさせていただいております。

以上です。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） 2番議員の1点目の質問でございますが、これまでも技術主任者の方はおりましたのですけれども、課長補佐以下の職種の方から選任させていただいていたということでございます。この組織改正によって、新たに管理職というポジションで採用させていただくということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 2番下野議員。

2番（下野義子） まず、私の順番、施設長の方、先にお伺いしましたので、今のお話ですと、先ほど私がちょっと言ったのとほぼ同じような内容と思ってよろしいのでしょうか。できれば、この施設長という方は、この技術管理、その資格をお持ちになっていることが、必須条件というふうに解釈していいかどうかという部分を、もう一度確認させていただきます。

3番の財務担当の方は、ほぼ内容的にはわかりました。ただ、ここで総務課という課を、この横に並列で書かれておりますので、立場的に課長と主幹という形なのですけれども、給与の問題等もございますので、ほぼ同列の資格という立場というのは同列に値するののかという部分だけ、確認をさせていただければと思います。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） 課長、管理職という中で同列の扱いでございます。また、先ほどのご説明の中でさせていただいたのですけれども、いわゆる内部の査定ですとか、内部牽制といたしまして、要は、会計事務、それから事務一般に関して、不正だとか誤りを、組織内部全体で防止していくという意味での責任分担の部分を考えてつくらせていただきました。

以上でございます。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） すみません、答弁漏れがございました。1点目の質問でございますが、技術管理者につきましては、原則的には、有資格者を充てるということで考えてございます。

以上でございます。

6番（荒井紀善） 総務課の財政担当主幹と総務課長が、ここが並列だというお話があったのですが、そうしますと中の例えば市役所、起案書、あるいは、企業でいうと稟議というようなもので、決裁区分の関係がございまして、決裁区分上は並列であれば、担当主幹の上位者は事務局長になるということで、総務課長の決裁は要らないということになると思えますが、そういった決裁区分のことになるのでしょうか。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） お話のとおりでございます。図で申し上げますと、仕事の区分のところで青く、6番、A4のこちらの表でございますね。これを見ていただくとわかると思うのですが、この表の中、財務担当主幹の仕事の中で（6）と（7）、こちらのいわゆる予算、財務、監査。それから7番の財産及び契約に関する事。この青字で書かれている部分につきましては、財務担当主幹の方の決裁になるかと思えます。

議長（大野 聡） 6番荒井議員。

6番（荒井紀善） 仕事はわかっています。私が言っているのは、決裁における、要するに責任の、誰がその決裁について、上位責任を負うかという問題の話をしているのであって、例えば予算、財政及び監査に関する事、財産及び契約に関する事、これは財務担当主幹が決裁をするのだというこ

とでございますが、それが例えば事務局長の最終決裁を仰ぐものだったとする場合に、その間に総務課長の決裁がいるのかどうか。普通ならば、主幹の上に課長の判子が押されて、その上に局長というような決裁区分になると思うのですが、今最初、2番の議員の質問に対するお答えですと、ここは並列であるというお答えでしたので、並列だというお考えであれば、主幹の上位者は事務局長になると、決裁における上位権限者は事務局長のみだということで、処理されるのかどうか。そこをお聞きしているのです。

議 長（大野 聡） 並木管理者。

管理者（並木 心） 事務局長というのは派遣の職員でございます。そういう意味で、これだけの財政があつて、それから事業もこれから長期事業計画とかいろいろありますので、財政につきましては、きちんとクリーンな形で見えていかなければならないというふうに解釈しております。

総務課は全体として、総務課と財務課がありますけれども、事務局長を補佐して、議会事務局とか、等々のところで総務課があると思います。その中の財務関係につきましては、主幹を置いたということは、総務課長と、それから主幹というのは同じ課長でございますから、同格でございます。そういう意味で、決算の上で局長から総務課長、そして総務課の系列もありますし、それから主幹を通して、主幹と局長とそれから財務担当と、ですから、課長のこの決裁欄は二つ並列して書かれまして、局長からきて、必要なものについては財務主幹が判子を押すし、総務のレベルについては総務課長が押す、そういう形の組織をつくっていきたいと思っております。将来に向けて方法としては、そういう意味では、財務につきましては、これだけ大きな施設、今までも、先ほども申しましたけれども、大きな形で将来展望も見ながら、財務の主幹という形の仕事を専門にやっていく人を、今置いておくことが必要であろうと、こういう考えであります。

議 長（大野 聡） よろしいですか。ほかにございませんか。

3番森議員。

3 番（森 亘） それでは、4件伺います。まず、技術者の件なのですが、これはあれですか。ここで技術者を置くということになりますけれども、これは今現状ともかくとして、将来的においても、これは長期的によっては外部からの招聘もあり得るとのことなのか。それとも、内部から、いわゆる資格を取った者をつくっていくというようなことなのか。この点について、まず確認をさせていただきたいと思えます。

それから、2点目なのですが、見てみると、この附属資料を見させていただいて、この中に、いわゆる多摩地域における廃棄物処理施設の統廃合が進んでいると。また、いわゆる老朽化等っていうのですか、そういったさまざまな問題があると思うのですが、これはあくまでも一般論なのですが、一般的に、各自治体の所有している廃棄物処理施設の稼働率というのが、極めて低いというのが、あくまでも一般論なのですが、これは西多摩衛生組合が構成している市町村も同じように、稼働率においては、十分な稼働率に達していないというような状況なのかどうか。この点というのもあわせて、今回こういった提案というのがなされているのかどうか。この点についてを確認したいと思います。

それから、3点目なのですが、この計画管理課というところがありますが、この計画管理課というところを見ると、ごみ処理の広域化に向けた広域支援、諸問題に対して、機能的に対処するということがあります。ということは、いわゆるさまざまな部分で、各自治体の抱えている広域処理をする上においては調査が必要だと思うのですが、この調査に関しては、調査費用を当然、計上しなければ

ばならないかと思うのですが、こういったことについての諸費というのは、一体どういうふうになっていくのか、この点についてを確認いたします。

それから、4点目なのですが、これは発電というところが、この中に、やはり附属資料の中に書かれているのですが、これは、いわゆる技術革新に伴いまして、西多摩衛生組合の中においても、発電をしていくというようなことを将来見据えて、これを計上しているのか。また、それをやろうと思った場合には、それが可能な施設になっているのかどうか。この点についてを確認いたします。

以上です。

議長（大野 聡） 島田参事。

参事（島田善道） 4点ほど政策面のご質問がありました。ちょっと順不同になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

まず、最初の施設長、外部から、あるいは内部からということですが、これは先ほど来の説明の中で、内部職員の方から登用していくと、こういうことだと思います。

それから、稼働率につきましては、西多摩衛生組合、環境センターの稼働率は平成 24 年度ベースで、大体 56.5%というふうになってございます。

それから、いろいろ施策の面でご指摘、今後、調査の実施などについてもご指摘もございました。西多摩衛生組合、実は平成 24 年 3 月に、西多摩衛生組合と構成市町と共同で、こういった、もうご存知だと思いますが、一般廃棄物処理基本計画を作成をしております。この中では、ただいま議員からご指摘をいただきました、中間処理施設のごみの方はここで一緒にやっていますが、今後、リサイクル部門やし尿処理施設、この施設も、稼働率はちょっとわかりませんが、かなり老朽化をきていていると、こういった現実があります。したがって、構成市町においても、今後、リサイクルセンター四つあります。し尿が三つあります。これらの施設をやはり、ある程度手直しをしていくんだらうと、そのときには、莫大なお金がかかってきて、交付金を活用したり、あるいは、そのもう一つの方法は、より広域的に一緒になって、シンプルな形でやっていくのだというような課題と言いましょうか、そういったことも、この基本計画の中には示してございます。それが施設のハード面ですね。あとはソフト面で、いろいろ政策行政、収集業務、あるいは料金を徴収したり、それからごみの分別、いろいろなことをソフト面でやっています。これも見直しをして、集約していくと、かなり合理的になっていくのではないですかということも、課題としてこの中に載っています。

それらのことについて、今後、組合の事務担当者会議というのがありまして、そういった中で、これから独自で調査をしていくということになると思います。ですから、どこかのコンサルトに頼んでどうのこうのというように、大きな調査というようなことは、今現在進んでいませんので、まずは内部で、その辺の現状どうなっているのだというようなことを、職員間で情報を共有していくと、こういったことだと思います。

それから、すみません。し尿のことはちょっと、当組合は可燃ごみなので、訂正をさせていただきます。

発電の可能性ですが、これが、先ほど 56.5%というふうなお話をさせていただきましたが、ごみがふえれば、発電能力がふえるのは当たり前で、今の社会情勢でいきますと、発電を多くしていくような方向性は出されています。ですけど、これはいろいろごみを集約をしなければいけないという課題もございまして、この辺は慎重に対応していくということで、現状では、そんなに売電までいきま

せんけれども、基幹的設備工事の中で、少しずつ効率を上げていこうと、こういった取り組みをしているところでございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 3番森議員。

3番（森 亘）では、再質問いたします。大体まとめて再質問していきたいと思えます。

先般、議長取り計らいによりまして、ふじみ衛生組合の施設を見させていただきました。大変参考になりました。あの中で、個人的な感想なのですが、いわゆる、今までは受入れ施設だったのが、あの施設を見に行ったときに、実は主体的に、積極的に、いわゆるごみ行政というものが、近隣住民にとってプラスになるように、積極的になってきている。そういうのを考えたときに、こういったいわゆるタイトルは、将来を見据えた西多摩衛生組合の組織体制というふうになってはいますが、これは将来を見据えた上には、実はこれはやはり広域化、そしてもっと積極的に、そしてごみ処理施設が迷惑施設ではなくて、いわゆるもっと自立した施設というような形に、住民の意識転換をしていかなければならない、こういうような時代に今突入しているのではないかとこのように思っています。

そういう中にありまして、組織を見直していくというのは一つのやり方かなというふうに、個人的に思うのです。その上において、改めて伺いたいと思うのですが、こういう今お話を伺う中で、この西多摩衛生組合というものが、こういう組織を改正して、どこを目指したいのかということですよ。これに対して、やはり住民にある程度、そのコンセプトというか、そういうのをわかりやすく出していく必要があるのではないかとこのように思うのですが、そこら辺については、この組織改正に伴いまして、どういうふうにアプローチしようとしているのか、その点について、お考えをお聞かせ願えればと思います。

議長（大野 聡） 加藤事務局長。

事務局長（加藤秀樹）まさに今、議員言われたとおりだと思います。西多摩衛生組合の将来は、今言われたとおり、いろいろな課題がございます。広域支援の問題ですとか、それから、処理施設の統廃合、目指すところは、やはり多摩地域の、当然主要な焼却施設として位置づけがされると思います。これだけの規模があれば、そういったときに、十分対応できるような組織を構築していくというのが、今回のこの組織改正の大きな目的でございます。今後、その辺のところは、一番重要な課題として取り組んでいかなければならないものだというふうに考えております。

議長（大野 聡） よろしいですね。ほかにございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大野 聡） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第1号、西多摩衛生組合組織条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号及び日程第6、議案第3号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大野 聡) ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第2号、平成26年度西多摩衛生組合予算及び日程第6、議案第3号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木管理者。

管理者(並木 心) ただいま一括議題となりました議題第2号、平成26年度西多摩衛生組合予算及び、議案第3号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第2号、平成26年度西多摩衛生組合予算につきまして、ご説明申し上げます。

平成26年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度対比で500トン減の6万2,600トンの搬入を見込んでおります。

構成市町の人口につきましては、平成25年10月1日現在の人口数28万7,936人を採用しており、これは前年度と比較し、1,105人の減少となっております。

また、既に御承知のとおり、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、平成26年度の予算編成に当たりましては、消費税率8%を適用し、積算したところであります。

予算の内容であります。歳入におきましては、余熱利用施設の利用者の実績等を考慮いたしまして、使用料について、前年度比208万9,000円を増額計上しております。

そして、分賦金につきましては、歳出予算との兼ね合いから、前年度比7,034万8,000円の減となる20億556万2,000円を計上しております。

一方、歳入におきましては、引き続き、人件費や物件費といった維持管理経費の削減に努めてきたところであります。平成26年度は、4カ年度で計画をしております第1期基幹的設備改良工事の2年目に当たり、排ガス処理設備改良工事、及び高圧蒸気復水器改良工事等にかかる経費を計上しておりますが、じん芥処理費においては、前年度比7,799万6,000円の減となっております。

また、余熱利用施設事業費においては、入館者数の増員を見込んだ経費を計上したことや、消費税増税の影響などにより、前年度比で1,471万3,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億7,600万円で、前年度予算と比較いたしますと6,800万円、率にして約3.2%の減の予算となっております。

次に、議案第3号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の約97%、金額にいたしまして20億556万2,000円の分賦金を、構成市町ごとに決定しようとするものであります。

細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長(大野 聡) 鈴木総務課長。

総務課長(鈴木啓治) それでは、議案第2号、平成26年度西多摩衛生組合予算及び議案第3号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきまして、説明させていただきます。

予算編成の基礎となりますごみの搬入量及び構成市町の人口など基本的な数値につきましては、今ほどの、管理者のご説明のとおりでございます。

次に、職員数につきましては、25年度2名の退職に伴い、26年度に新任職員2名の採用を予定しております。したがって、正規職員の増減はなく、25年度と同様の28名でございます。

それでは、議案第2号、平成26年度西多摩衛生組合予算につきまして、説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願います。

平成26年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を20億7,600万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法で認められております一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めようとするものでございます。

第3条は、歳出予算の流用につきまして、定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算でございます。

まず、上段、歳入でございますが、第1款分賦金から第4款諸収入までの構成となっております。

次に、下へまいりまして歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計はそれぞれ20億7,600万円でございます。

恐れ入ります。4ページ、5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

4ページをご覧くださいまして、歳入歳出予算の総括表でございます。

歳入歳出の合計額は、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ20億7,600万円ございまして、前年度と比較をいたしますと6,800万円の減額でございます。これは、歳出予算の規模が縮小したことによるもので、後ほどご説明いたしますが、じん芥処理費における工事請負費の減額が主な要因となっております。

また、管理者のご説明にありましたけれども、本予算は、新税率の8%で積算いたしておりますので、参考に、本予算における増税の影響額を申し上げさせていただきますと、本予算を、従前の税率5%で積算しますと、約20億3,100万円となりまして、前年度比で、約1億1,300万円ほどの減額となる見込みでございましたのに対し、実際の減額が6,800万円でございますので、この差額、約4,500万円が増税の影響額でございます。

説明に戻りまして、5ページをご覧くださいまして。歳入でございます。

まず、第1款1項1目分賦金は20億556万2,000円、前年度比7,034万8,000円の減でございます。

第2款1項1目使用料は5,615万9,000円、前年度比208万9,000円の増でございます。これは、余熱利用施設におきまして、利用者が増加傾向にありますことから、実績に基づきまして、増額計上するものでございます。

第2項1目総務手数料は、前年度と同額の1,000円でございます。

恐れ入ります。おめくりいただきまして6ページ、7ページをお開き願います。

まず、最初に6ページをご覧くださいまして、第3款1項1目繰越金でございますが、前年度と同

額の1,000万円でございます。

第4款1項1目預金利子につきましても、前年度と同額の1,000円でございます。

第2項雑入でございますが、1目弁償金は前年度と同額の1,000円でございます。

2目雑入は、427万6,000円、前年度比25万9,000円の増でございます。こちらにつきましては、フレッシュランド西多摩で開催しております体操教室の参加者が、増加傾向にありますことから、イベント参加負担金を実績に基づき、増額計上いたしましたことが主な要因でございます。

以上、歳入合計は20億7,600万円で、前年度比6,800万円の減額でございます。

7ページを引き続きご覧ください。歳出でございます。

なお、歳出につきましては、前年度との比較におきまして、主に増減が大きいものについて、ご説明いたします。

第1款1項1目組合議会費は140万7,000円、前年度比26万7,000円の減でございます。

恐れ入ります。8ページ、9ページをお開き願います。

第2款1項1目一般管理費は1億5,864万2,000円、前年度比625万6,000円の減でございます。

主なものは、3節職員手当等で、予算額3,424万7,000円に對しまして、前年度比844万9,000円の減額でございます。これは主に、退職手当組合負担金において、普通負担金における負担率の減少と、特別負担金の未計上によるものでございます。

9ページをご覧ください。

次に、11節需用費は770万1,000円、前年度比42万9,000円の増でございます。これは、消耗品費で、ネットワーク関連部品の購入経費を新規で計上したほか、印刷製本費におきまして、諸会議の資料作成に要する経費を増額計上したことによるものでございます。

なお、印刷製本費につきましても、他の科目と同様に経費の節減に努めてきたところではありますが、近年においては、災害廃棄物の受け入れ、また、広域支援の受託等による住民説明会の開催に伴い、説明責任を果たしていくための資料提供が増加傾向にあることから、資料作成の経費を計上したことによる増額でございます。

恐れ入ります。10ページ、11ページをお開き願います。

13節委託料は578万円、前年度比126万9,000円の増でございます。これは主に、LANサーバーの更新に係るサーバーシステム構築業務委託料と、更新工事における保証期間満了に伴った電話設備保守点検委託料を新規に計上したことによるものでございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料は722万4,000円で、前年度比25万6,000円の増でございます。これは、11ページに記載してございますテレビ受信料におきまして、多摩ケーブルネットワークへの加入に伴い、発生する受信料を新たに計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。続きまして、12・13ページをお開きください。

まず、13ページをご覧くださいまして、第3款1項1目じん芥処理費でございますが、16億5,104万4,000円、前年度比7,799万6,000円の減でございます。主なものでございますが、2節給料から4節共済費までの人件費は、1億6,043万円で、前年度比846万円の減でございます。

これは、再雇用嘱託員制度を廃止したことに伴い、1節報酬を未計上としたほか、3節職員手当等においては、退職手当組合普通負担金の負担率が減少したことによるものでございます。

7節賃金は、新規計上でございまして、予算額は479万1,000円でございます。これは、組織改正に伴い、臨時職員を活用し計量事務の合理化を図るため、新たに賃金を計上するものでございます。

恐れ入ります。14ページ、15ページをお開き願います。

11 節需用費は、2億4,403万4,000円、前年度比279万2,000円の増でございます。これは、消耗品費、燃料費を精査し、減額としたものの、水道料金の改定及び科目全般に係る増税分の影響により、需用費全体では増額となっております。

12 節役務費は、240万8,000円、前年度比89万7,000円の減でございます。これは、前年度において、隔年及び複数年度に1回実施するボイラー・蒸気タービン等の法定検査を実施したことに伴い、この経費を未計上としたことによるものでございます。

13 節委託料は2億3,985万9,000円、前年度比140万8,000円の減でございます。これは、各事業に係る増税分と、前年度に実施した事業のうち、隔年実施の事業を未計上としたことにより生じた減額分を相殺したことによるものでございます。

恐れ入ります。16ページ、17ページをお開き願います。

15 節工事請負費は9億9,611万円、前年度比7,502万7,000円の減でございます。これは平成26年度の実施予定に基づいた施設維持整備工事の増額分と、その下にございますけれども、第一期基幹的設備改良工事の減額分、これを相殺したことによるものでございます。

施設維持整備工事の増額分につきましては、2号炉のバグフィルターが交換の時期を迎えることに伴いまして、この経費を計上したことによるものでございます。また、基幹的設備改良工事は、平成26年度は、排ガス処理設備改良工事と高圧蒸気復水器改良工事の工事を予定しているところではありまされども、工事の規模等により、前年度比では減額となっております。

なお、これらの工事につきましては、議会の議決に付すべき契約となります場合は、契約締結に際して、臨時議会を開催し、対応していくことにならうかと存じます。

また、この基幹的設備改良工事につきましては、平成25年度と同様に、循環型社会形成推進交付金等の活用を図り、財政負担の軽減を図る予定でございます。

恐れ入ります。18・19ページをお開き願います。

第4款1項1目は施設運営費、1億6,222万9,000円、前年度比1,471万3,000円の増でございます。主なものでございますが、2節給料から4節共済費までの人件費は、1,579万3,000円、前年度比336万4,000円の増でございます。これは、人員配置の変更により、再任用職員1名分を計上したことによるものでございます。

11 節需用費は6,045万3,000円、前年度比964万6,000円の増でございます。これは主に、上下水道料等の光熱水費の増額によるものでございまして、歳入のところでご説明いたしましたとおり、フレッシュランド西多摩の利用者が増加傾向にありますことから、上下水道の使用量を、実績に基づいた数量に置き換えたこと、また上水道の料金改定がこの増額の要因でございます。

次に、19ページにまいりまして、13 節委託料は8,192万9,000円、前年度比168万1,000円の増でございます。これは主に、増税分の影響による増額でございます。

恐れ入りますが、20ページ、21ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料でございますが、予算額296万2,000円で、前年度比8万8,000円の増でございます。こちらの増額につきましても、増税による影響が主な内容となっております。

恐れ入りますが、22、23ページをお開き願います。

第5款公債費の1項1目元金でございますが、8,888万7,000円、前年度比138万2,000円の増でございます。これは、償還金の支払いが元利均等となっておりますことから、元金償還が進んだことに

よる増額でございます。

続きまして、2目利子でございますが、1,079万1,000円、前年度比105万9,000円の増でございます。これは、平成25年度に借入予定の基幹設備改良工事の自動燃焼制御装置改良工事に係る地方債の利子償還が新たに始まることによるものでございます。

23ページをご覧ください。

第6款予備費は300万円でございます。

以上、歳出合計は20億7,600万円で、前年度比6,800万円の減額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、次のページ、24ページから33ページまでです。給与費の明細書でございます。

恐れ入りますが、その次の34ページをお開き願います。

34ページは、地方債に関する調書で、右側の一番下の欄にございます、数字で申し上げますと、8億6,619万3,000円、こちらが平成26年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で平成26年度西多摩衛生組合予算についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきまして、説明させていただきます。

恐れ入ります。議案第3号、こちらの附属資料をご覧いただきたいと思っております。

平成26年度当初予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明申し上げます。

まず、表の中段をご覧ください。表2人口割合比較でございます。青梅市でございますが、人口は13万8,130人で、負担割合は47.97%。平成25年度との比較としては、607人の減少で、負担割合も0.03ポイントの減少でございます。

福生市は5万8,955人、負担割合は20.48%。前年度との比較は、214人の減少で、負担割合は0.01ポイントの増加となっております。

羽村市は5万6,952人、負担割合は19.78%。前年度との比較ですが、316人の減少で、負担割合も0.03ポイントの減少でございます。

瑞穂町は3万3,899人、負担割合11.77%、前年度との比較は32人の増加で、負担割合も0.05ポイントの増加となっております。

恐れ入ります。次に、一番下の段でございます。表3ごみ搬入割合比較でございますけれども、こちらは、前年度までは、整数での負担割合としておりましたが、人口割合との整合性をご指摘いただきましたことから、平成26年度より、人口割合と同様の小数点第二位までの割合を採用させていただいております。

各団体の説明に戻りまして、青梅市は2万9,800トンで、負担割合は47.60%。前年度との比較でございますが、800トンの減少で、負担割合は1.40ポイントの減少でございます。

福生市は1万2,300トンで、負担割合は19.65%。前年度との比較は、100トンの増加で、負担割合も0.65ポイントの増加でございます。

羽村市は1万2,200トンで、負担割合は19.49%。前年度との比較は100トンの増加で、負担割合も0.49ポイントの増加でございます。

瑞穂町は8,300トンで、負担割合は13.26%。前年度との比較は100トンの増加で、負担割合も0.26ポイントの増加でございます。

このような状況を踏まえまして、一番上に戻っていただきます。上段の表1分賦金比較につきまして、ご説明申し上げます。組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の調査結果と各予算項目に基づき積算いたしております。

組合市町別では、青梅市は9億4,518万9,000円、前年度比5,692万2,000円の減額でございます。福生市は4億246万4,000円で、前年度比266万1,000円の減額でございます。羽村市は3億8,943万7,000円で、前年度比548万3,000円の減額でございます。瑞穂町は2億6,847万2,000円で、前年度比528万2,000円の減額でございます。合計といたしまして、20億556万2,000円となりまして、前年度比では7,034万8,000円の減額でございます。

なお、この額につきましては、予算説明の中でも触れましたけれども、循環型社会形成推進交付金の活用を予定しておりまして、その交付決定がなされれば、各構成市町への分賦金は、さらに減額される予定でございます。

ただし、この交付金につきましては、平成26年の4月以降の交付決定を待って、交付額が確定いたしますので、当初予算には計上してございませんけれども、11月の定例会においては、地方債も併せまして、補正予算として提案する予定でございます。

以上で、平成26年度西多摩衛生組合予算と、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 以上で提案理由の説明、及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。3番森議員。

3番（森 亘） 2点伺います。まず、1点目なのですけれども、歳入になるかと思いますが、小金井市からごみを受け入れたと思うのですけれども、これは、いわゆる歳入の中のどこに区分されているのか。その費用等が見えてこないのので、この説明をお願いしたいと思います。

議長（大野 聡） 質問の内容が25年度決算に関する質問です。

3番（森 亘） 議長、失礼しました。今の質問は取り下げます。

平成26年度の中で、ページ、10ページ、11ページの中に、周辺市町地域振興負担金というのがあるのでございますけれども、今までの経緯、よくわからなかったので、支出内容とその内訳をお示しいただきたいと思うのですけど。それと26年度に何かこういったところで見直し等図られるのかどうか、これを確認したいと思います。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） ただいまのご質問の内容でございますが、周辺市町の地域振興負担金の内容についてでよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、金額については4,800万円ということで、計上させていただいているのですけれども、地元負担金の額につきましては、現在、環境センターが竣工してから現在までの期間におきまして、羽村市と瑞穂町とさまざまな環境事業整備を、引き続き地域に実施している事実がありますことから、羽村市、瑞穂町からの要望書に基づき、平成12年度に現在の金額で改定を行っております。

算出根拠としては、当時の組合のごみ処理施設に係わる土地、あるいは建物の固定資産税相当額を基準に算出している経過がございます。地元負担金の内訳としましては、羽村市が3,200万円、瑞穂町が1,600万円に決定してございます。当面、金額についての変更の予定はございません。

議長（大野 聡） 3番森議員。

3番（森 亘） いわゆる、地域振興負担金ということは、名称を課せれば、地域の振興にかかわるようになるのだと思うのですけれども、今のお話ですと、やはり平成12年度からということで、地元の要望とかなのですけれども、若干形骸化が見えるのではないかなというふうに思うのですが、この点について、地域の方からってというのは、地域の方、当然それだけの主張をされるのだと思うのですけれども、やはり今後においては、やはりちょっと住民の方には厳しい措置になるかもしれませんけれども、諸般の状況等を考えながら、見直しもやはり検討していく必要があるのではないかなというふうに考えるのですが、この予算を決定するのに、そういった話し合いというのはなかったのでしょうか。

議長（大野 聡） 並木管理者。

管理者（並木 心） いろいろありますけれども、小金井市のごみを引き受けたり、年間の間に流動的なこともありますし、その流れの中では、それぞれご理解をいただきながら、こうして健全な施設の運営に許していただいておりますので、平成12年に決めておりますけど、原則それは、まだまだ地元の振興という意味では、地元の皆さんとの協力関係で、今も当面維持していきたいと考えています。

議長（大野 聡） ほかにございませんか。5番鴻井議員。

5番（鴻井伸二） 予算書の16ページのところなのですが、一番最後にさらっと説明があって、もう一度確認したいのですが、施設維持整備工事、これについては、当初予算では、各市町村の分賦金で対応するけれども、これはあくまでも、今後については循環型の交付金制度が活用されれば、その後については、最後のところに交付金が出れば、負荷金が減って、残りについては起債をすると、そのようなことさらっと言われたのですけれども、もう一度教えてください。その辺の関連。

議長（大野 聡） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。じん芥処理費における工事請負費の内訳でございますが、循環型社会形成推進交付金の活用を考えているのは、基幹的設備改良工事でございます。施設維持整備工事につきましては、交付金充当事業ではございませんので、これは全て一般財源となります。

以上でございます。

議長（大野 聡） よろしいですか。5番鴻井議員。

5番（鴻井伸二） そうすると、施設維持整備工事の今の5億円については、起債はないということですね。

それから、基幹的設備改良工事については、場合によったら交付金で賄えない分については、起債もあり得るということでしょうか。

議長（大野 聡） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） そのとおりでございます。

議長（大野 聡） よろしいですか。2番下野議員。

2番（下野義子） 細かいところで、まず、4点ほどお伺いしたいと思いますが、先ほど、平成26年度は組織変更というものがございまして、人数的には2人退職されて、新規採用という話で、ただ、組織がちょっと変わるということもありますのですけど、その辺で、先ほど事務所費のところでは、一般の給料の方、これが増額になっておりましたし、また、じん芥処理費の方では、臨時職員の賃金を新規計上しておりますが、人件費は前年度比で減となっておりますので、これは再雇用制度の廃止や

退職手当の負担率が減少したせいなのかなという部分の説明と、あと、じん芥処理費の方の経費の、計量事務に関しては臨時の方をということだったのですが、優遇的な処理というのは、どのように計画されていていらっしゃるのか、お聞きしたいのが1点と。それから、消費税が増税されるということで、燃料費が上がっているということで、余熱利用施設費の18ページですけれども、先ほど光熱水費が上がりますということで、また使用料が上がるといったことだったのですが、契約単価等の変更等がありましたら、前年度費と比べて、どのように変わったのかという部分をお示しいただきたいと思います。

あと、19ページの余熱利用施設運営業務委託料という部分が、これ委託料として増額しているのですけれども、その増額の理由をお示しいただきたいと思います。

議長(大野 聡) 石川施設課長。

施設課長(石川良仁) それでは、ただいまご質問の2点目、3点目について、お答えをさせていただきます。

まず、2点目の余熱利用施設における光熱水費の単価の増についてでございますが、余熱利用施設の光熱水費におきましては、全体で744万5,000円ほどの増額になってございます。このうち、上水の料金で471万円の増額。その内訳でございますが、使用料の増加に伴う増額分が368万5,000円ほどございまして、単価の増額分で、上水だけで137万8,000円の増額になります。

それと、光熱水費のうちの料金改定で増額になるものは、そのほか、電気料金におきまして、全体で38万4,000円ほどが単価の増によって増額になるものでございます。この内訳でございますが、電気料金におきましては、太陽光促進費というものが、東京電力の契約料金の中に加えられておりまして、これが1キロワット当たり0.4円の値上げでございまして、この0.4円の値上げで、全体で26万4,000円ほどの値上げです。それと基本料金の値上げでございまして、こちらが10万7,000円ほどの値上げでございまして、合わせて電気料金で38万4,000円ほどの増額となります。

それと、3点目の余熱利用施設運営業務委託の増額の内訳でございますが、こちらにつきましては、まず開館日数が一日ふえてございます。開館日数の増に伴いまして、18万8,000円ほどの増額。それと、東京都の最低賃金の値上げがございまして、平成26年度は運営業務委託に採用する臨時職員、パートタイマーですね。この最低賃金の増額を見込んでおりまして、これが97万2,000円の増額でございます。これに加え、消費税の増額分が178万7,000円ございますので、合わせて300万5,000円の増額計上とさせていただきます。

以上でございます。

議長(大野 聡) 鈴木総務課長。

総務課長(鈴木啓治) 各課の人件費についてのお尋ねがあったと思うのですけれども、恐れ入りますが、予算書の24ページ、25ページをご覧いただければと思うのですけれども、こちらのところで、給与明細、下の方をご覧いただきますと、最初に申しあげました正規職員につきましては、前年度と同様28名でございます。平成25年度、退職者が2名おりましたけれども、平成26年度については新規採用で2名ということでございますので、正規については人数に変更ございません。それから、再任用職員については1名増でございまして、給与費全体では、前年度比で、ここで見ていただきますと、1,103万8,000円の減となっております。

その内訳でございますけれども、さらに26ページ、27ページを見ていただければわかるかと思うのですけれども、まず26ページのところから給料がございまして、給料の部分では、実際、230万1,000円ということで増でございますけれども、その中で給与改定に係わる増分と、昇給に係わる増分があ

るのですけれども、その他の減分のところに、いわゆる新陳代謝による減分というのがございまして、こちらが先ほど言いました中堅職員の退職ですとか、管理職の退職、それから新規採用と新規再任用の採用増分のプラスマイナスをしたところで、実際、給料については、全体ではプラスなのですけれども、マイナスの要素が多いということでございます。

それと、職員手当につきましては、全体で1,343万2,000円の減ということで、全体的にマイナスになってございます。これは平成25年4月からの改正がありました地域手当ですとか、住居手当ですとか、あと大きいのはご説明の中でもさせていただいたと思うのですけれども、特別負担金、退職者がいるかないかによって、要は通常の退職と特別退職の場合の、その率の差額を埋めるような形の退職手当特別負担金という制度がございますので、その部分がなくなったこと。それから、退職手当組合の負担金自体が、料率が減額になりまして、27ページにもちょっと書いてございますけど、1000分の200から1000分の155に下がったこと。こちらにつきましても、両方で合わせて1,000万円を超える金額が下がってございます。

また、臨時職員につきましては、計量事務の合理化のため、3名で479万1,000円を計上させていただいてございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 2番下野議員。

2番（下野義子） 組織改正がされますので、それによって資格とか、いろいろ配置も変わりますし、そうした部分でどれくらい、これ影響が出るのかなというのが、ちょっとお聞きしてみたかったところなのです。参事がなくなって、施設長が設置されてとかっていうことがありますけれども、だから、そういった部分で、どのように主幹とかも置かれるようになりますので、それが旧体系的に人数とかも変化はないのですけど、どう影響するのかという、これだけだと、なかなかわからないので、その辺お聞きできればというのが1点だったのですけど。

それから、先ほどの光熱水費の件なのですが、総額で幾ら上限どうのこうのっていうのわかるのですが、なかなかそれだと、申しわけないのですけど、ただ今年度の利用料の増加に伴うということも、もちろんそうなのですが、なので逆にわかりづらいので、契約単価としまして、例えば水道費が前年度から幾ら上がっているとか。先ほど少しだけ発電に対しましては、太陽光発電の云々というので、1キロワット、0.4円増加というのがございましたが、全体としまして、それぞれ光熱費ということで水も上がってますし、電力料も上がっているしというお話だったかと思うのですけれども、一般の家庭等も、基本的にはガスとかいろいろな部分で上がっている状況なのですが、こういった大きな施設で、たくさん大量に大きく契約をするものですので、どれくらいその単価的に制御できているのか、それでもやはり同じように上がっているのかっていう部分、伺ってみたい部分もございますので、単価として示していただければと思います。

あわせて、余熱利用施設の方の増額の配分はわかりましたので、増税分が結構かなりあるっていうこともわかったのですけど、最低賃金のお話をされていまして、その部分、先ほどの部分、パートさんの増額分があると言いましたけれども、実際に、基準的に幾らぐらい単価として上がってきているのかっていう部分も、あわせてお示しいただければと思います。

以上です。

議長（大野 聡） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） それでは、こちら2点目のご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、上水料金でございますが、単価の増加分は、フレッシュランド西多摩につきましては、配管の径が50ミリ以上の配管ということで、こちらにつきましては、使用量が2,001m³を超えたものにつきましては、m³当たり23円の値上げでございます。これを加味いたしまして、その単価増額分だけで、上水は137万8,000円の増額となります。

それと電気料金は、基本的に値上げになった単価につきましては、先ほどご説明させていただきました太陽光促進費分の値上げのみでございます。こちらが1キロワット当たり0.4円の値上げでございます。

残りの値上げにつきましては、消費増税分の値上げになります。

以上でございます。

ごめんなさい。もう一つ。答弁漏れがございました。失礼しました。運営業務委託におけます人件費、最低賃金のご質問ですが、こちらにつきましては、東京都の最低賃金を採用させていただきまして、1名、1時間当たり30円の値上げを考えてございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） よろしいですか。

ほかにございませんか。鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） 人件費の関係でございますが、平成26年度における再任用を除く28名の一般職員の給料のうち、新採用、それから昇任に伴う昇格見込みの分を除いた普通昇給分の昇給率は、1.45%となっております。また、昇任に伴う昇格分と、昇格後の普通昇給分に係わる昇給率では6.1%となっております。ただし、給与費全体では、先ほど申し上げましたように、前年度比で1,103万8,000円の減ということでございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） ここでちょっと補足の説明をさせていただきたいのですが、先ほど5番議員の方から、じん芥処理費の工事請負費の内訳についてのご質問があったのですが、私の答弁では、基幹的設備改良工事のみにつきまして、交付金の充当事業というお答えをさせていただいたのですが、当初、総務課長の説明にあったとおり、26年度当初予算におきましては、この工事に伴います交付金の見込みはしていない予算計上となっておりますので、26年度、交付決定がされた時点で、11月の補正予算で、その財源内訳の変更をさせていただくのですが、交付金が決定されましたら、基幹的設備改良工事の工事請負費の金額は、当然、交付金充当しますので、一般財源下がります。したがって、基幹的設備改良工事の財源の内訳が変わるということでございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） 下野議員、いいですね。では、6番荒井議員。

6番（荒井紀善） 1点お聞かせください。16ページ、一番最後の行に緊急工事で6,480万円充当されているのですが、この80万円という端数、ざっくり6,500万円ではなくて、6,480万円ということで、非常に10万円単位で計上されているのですが、この積み上げ、どのような緊急工事、例えば想定されていて、そういうところまで積算されたのか、この点について、お伺いします。

議長（大野 聡） 松澤業務課長。

業務課長（松澤昭治） 今、緊急修繕工事6,480万円なのですが、この端数が出ているのは、消費税が8%になったことによりまして、端数が出ていると。平成22年から、当時、予防的な工事を行ってい

たのですが、工事の縮小化ということで、事後保全的な修理をしていこうと。今まであえて予防的に直していた部分を、直さない。壊れた場合に修理をさせてもらうということで、緊急修繕工事の方を予算付けをさせていただいてございます。

以上でございます。

議長（大野 聡） よろしいですか。6番荒井議員。

6番（荒井紀善） 6,000万円という金額で、例えば衛生組合の基幹的な大きな機械ですと、非常に6,000万円というので、間に合うのかなというふうな、私は感覚を持っているのですが、6,000万円という緊急工事費で、どの程度までのものであるか、具体的にということはないのですが、対応できて、それ以上はストップしてしまうとか、そういった程度のこと、この6,000万円という予算を計上していると思うのですよ。どこがその線引きっていうのですか、これ以上のことはもう緊急ではできない、ここまでは緊急で対応しようというところで、6,000万円という線引きがあると思うのですが、そういったところで、どの程度までの対応を、これ緊急工事で想定されているのか、お答えいただければと思います。

議長（大野 聡） 松澤業務課長。

業務課長（松澤昭治） 今のご質問なのですが、近々ですと、おおむね3,500万円ほどが緊急修繕で、直されているというのが、ここ数年の実績でございます。

議長（大野 聡） 島田参事。

参事（島田善道） 補足の説明をさせていただきます。

通常、オーバーホール、年に1回やるのですが、今までは三度フルスペックできちっとやってきました。したがって、その平成22年からそこを見直しをしまして、壊れたら直そうというような感じで、少し工事を縮小してきた結果がでございます。したがって、フルスペックで見えていませんので、当初、計画していて、実際工事に入って、こんなところが壊れていたというようなところが、多々発生します。ただ、大きい重要な設備については、前もってきちんと計画をしていますので、その辺のところは心配ございません。

ただ、そういうふうな工事縮小をしたので、ポンプとか、モーターとか、あとは焼却炉の壁面というところがちょっと見通しが見つからないなんていうのがありまして、実際、工事をやると炉壁が倒れていたとかいうことなので、そんなに大きい費用はかからないということで、我々としては大体、1炉分6,000万円ぐらいの経費を持っていけば、十分対応できるだろうというふうな考えでございます。

実績としては、業務課長、先ほど言ったように、4,000万円ぐらいが、今年度はそのくらいになるのかなということで、これが今、一番マックスな状態でございます。

議長（大野 聡） よろしいですね。8番水野議員。

8番（水野義裕） 人件費に絡んで、去年度は嘱託職員という費目が上がっていて、今回ないようですが、ここに上がっている28人の正職員のほかに、再任用が2人ですか、その他に臨時職員が幾らか上がっているのですが、結局、委託している以外の組合として下地に使う頭数は、正規職員以外の人数は何人かを教えていただきたい。

議長（大野 聡） 鈴木総務課長。

総務課長（鈴木啓治） まず、正規職員については28名ということで、再三申し上げていたと思うのですが、26年度につきましては正規職員に加えて再任用が3名、臨時職員が6名でございますので、9名プラスして合計で37名でございます。

議 長（大野 聡） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） 特にほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第2号、平成26年度西多摩衛生組合予算の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号、平成26年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件をお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（大野 聡） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成26年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、3時35分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後3時23分 閉会